

高等教育改革の全体像

資料5-1

国立大学法人会計基準等検討会議
(第1回) R1.11.25

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月中央教育審議会答申)等を踏まえ、「アクセス機会の確保」、「教育の質向上」、「教育研究基盤の強化」を一体的に推進

アクセス機会の確保

- 授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の大幅拡充

＜改革を進めるための具体的方策(案)＞

◎大学等における修学の支援に関する法律【新法】

(一定の要件を満たす大学等に在学する真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じる等)

教育の質向上

- 質保証システムの確立
(大学設置基準・認証評価の見直し)
- 多様で柔軟な教育研究体制の構築
- 教学マネジメントの確立
- 学修成果の可視化と情報公表

◎学校教育法の改正 ☆

(認証評価において大学評価基準に適合しているか否かの認定の義務付け等)

◎大学設置基準(省令)等の改正

(実務家教員の登用促進、学部横断的な教育の促進、一学部限り専任教員となる運用の緩和等 ※このほか、抜本的改正について中期的に検討)

◎教学マネジメントに係る指針の作成

(カリキュラム編成の高度化、成績評価基準の適切な運用、教職員の資質向上等)

◎学修成果の可視化・情報公表に関する関係省令の改正

(学位の取得・卒業後の状況、学修時間、学生の成長実感・満足度等)

教育研究基盤の強化

- 経営力の強化
(評価や資源配分のメリハリ化、外部理事の登用促進、ガバナンス強化等)
- 連携・統合の促進
(国立大学の一法人複数大学制導入、学校法人の管理運営制度の改善、国公私の枠組みを超えた連携の仕組み創設等)

◎国立大学法人法の改正 ☆

(複数の学外理事の任命(任命の際の員数緩和を含む)、経営と教学の分担、一法人複数大学制度の創設等)

◎私立学校法の改正 ☆

(役員の実務責任の明確化、監事の牽制機能の強化、情報公開の充実、中期的な計画の作成、破たん処理手続きの円滑化等)

◎独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正 ☆

(国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための支援機能の強化等)

◎国立大学法人運営費交付金に係る評価・配分見直し 私学助成のメリハリある配分

◎大学等連携推進法人(仮称)を導入するための関係省令等改正

☆ 学校教育法等の一部を改正する法律案として提出

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

概要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け【第109条第5項】
- ② 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求【第109条第7項】等

2. 国立大学法人法の一部改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置【別表第1】
- ② 国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できることとすること【第10条第3項等】
- ③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を複数含めるものとする【第14条第2項】
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請すること【第31条の3第2項】等

3. 私立学校法の一部改正

- ① 大学を設置する学校法人は、1. の認証評価の結果を踏まえて事業に関する中期的な計画等を作成するものとする【第45条の2第2項】
- ② 大学を設置する学校法人は、財務書類等を公表するものとする【第63条の2】
- ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備【第35条の2等】等

4. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加【第16条第1項】
- ② 2. ④の要請があったときは、1. の認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うこと【第16条第3項】等

施行期日

平成32年4月1日（ただし、2. のうち国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学の統合に係る準備行為等及び4. ①に係る規定は、公布日）

国立大学の一法人複数大学制等の導入に向けた検討

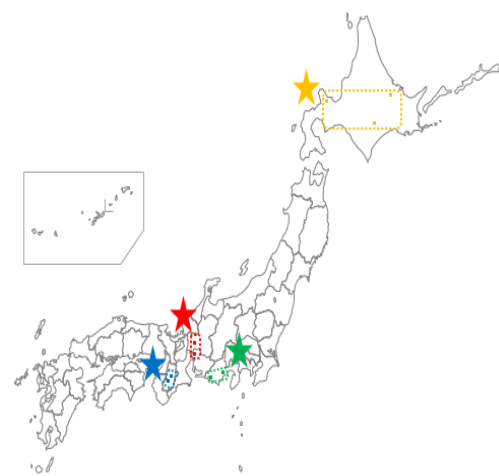
◆ 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。

- ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」
(経済財政運営と改革の基本方針2018)
- ✓ 「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」
(未来投資戦略2018)
- ✓ 「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」
(統合イノベーション戦略)
- ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し…など…大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」
(今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ(平成30年6月 中央教育審議会大学分科会将来構想分科会))



制度の設計等について必要な検討を行うため、高等教育局長決定により有識者会議を設置(座長：有川節夫放送大学学園理事長)。平成31年1月に最終報告。

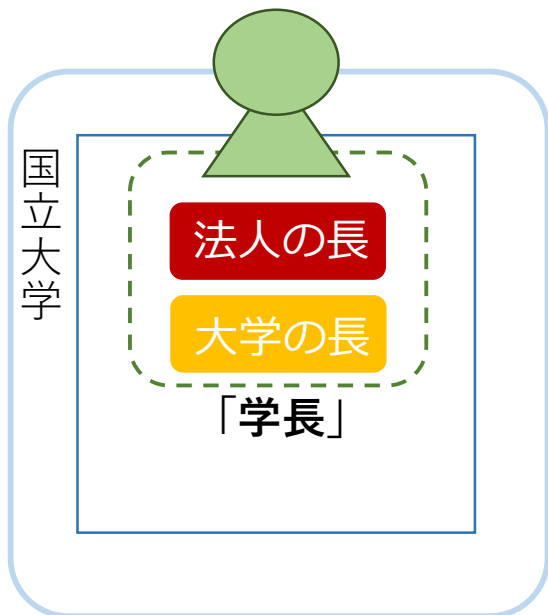
| | 一法人複数大学制度等の導入に向けて検討を表明している法人名 | 目指している統合の時期 |
|---|--|-------------|
| 1 | ★ 国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学 ※平成30年12月に統合に向けて基本合意 | 32年度 |
| 2 | ★ 国立大学法人静岡大学、国立大学法人浜松医科大学 | 33年度 |
| 3 | ★ 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学 | 34年度 |
| 4 | ★ 国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学 | 34年度 |



現行

現行は、国立大学法人法上
法人の長と大学の長を兼ねる
「学長」を置く体制のみ

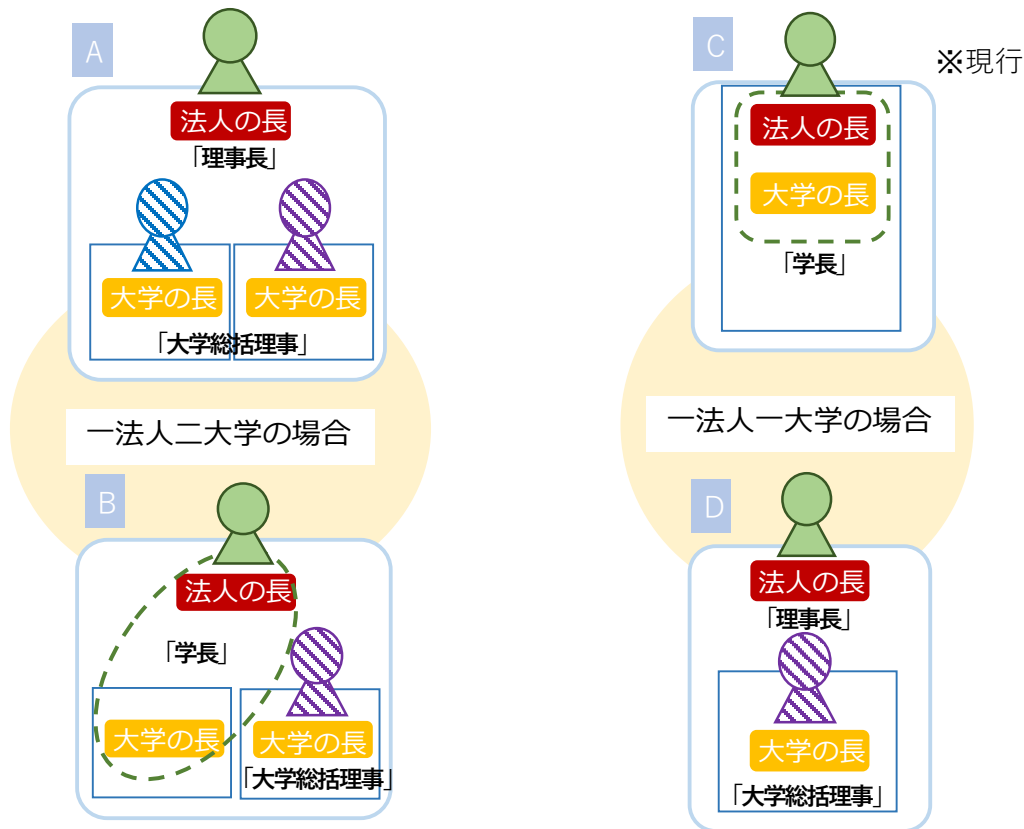
国立大学法人



法改正

国立大学法人の判断で、以下の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる [【第10条第3項等】](#)



■ 法人の長：法人を代表する者

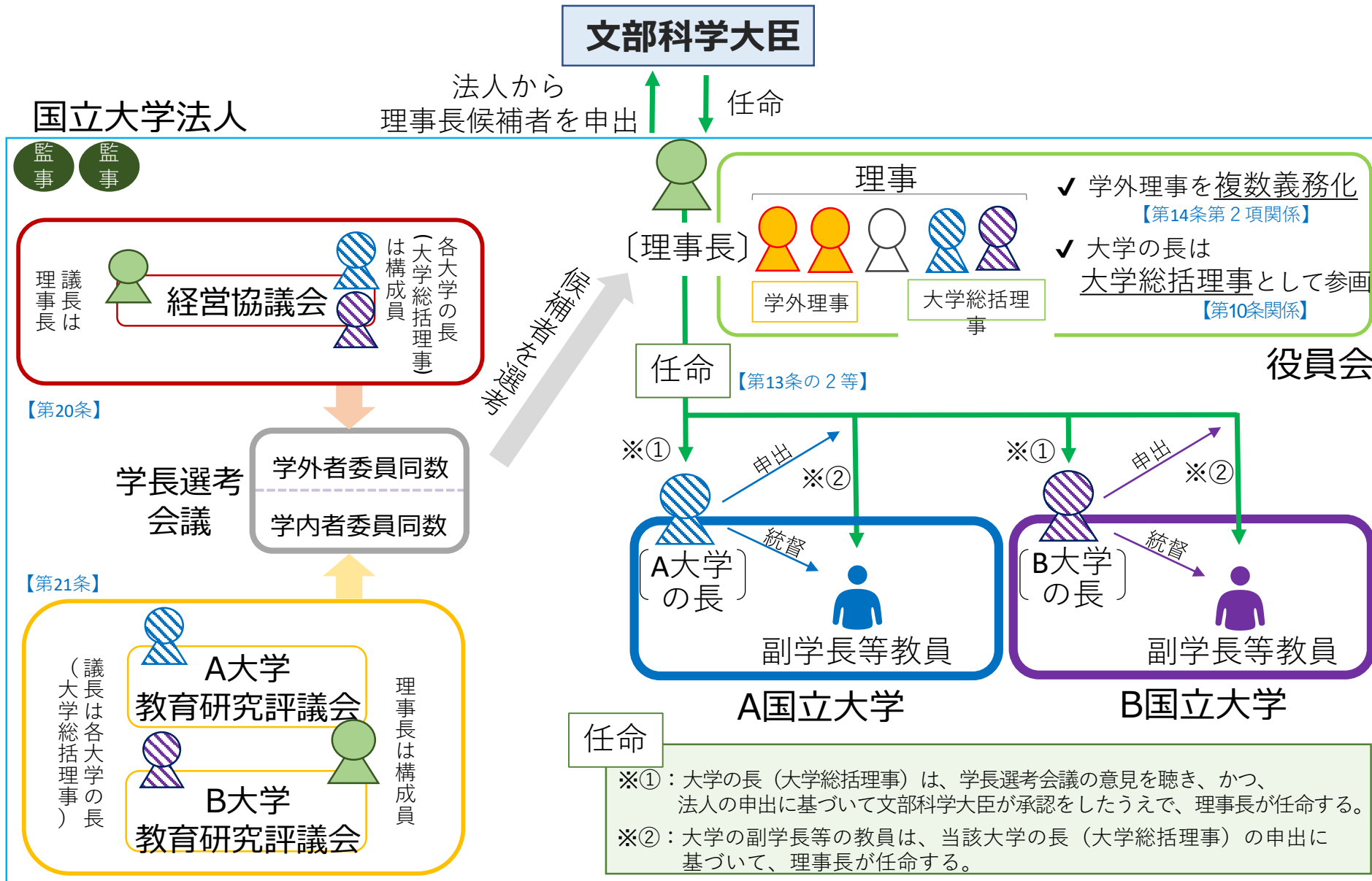
■ 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者

国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理

学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

複数の大学を置き、全ての大学に法人の長とは別に大学の長を置く場合



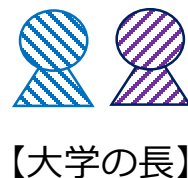
法人の長と大学の長の役割分担

教育研究と法人経営の
双方の観点による議論を踏まえ、
各法人において大学の長を
分担することを判断

法人における判断にあたって
文部科学大臣の
関与を定めることが必要

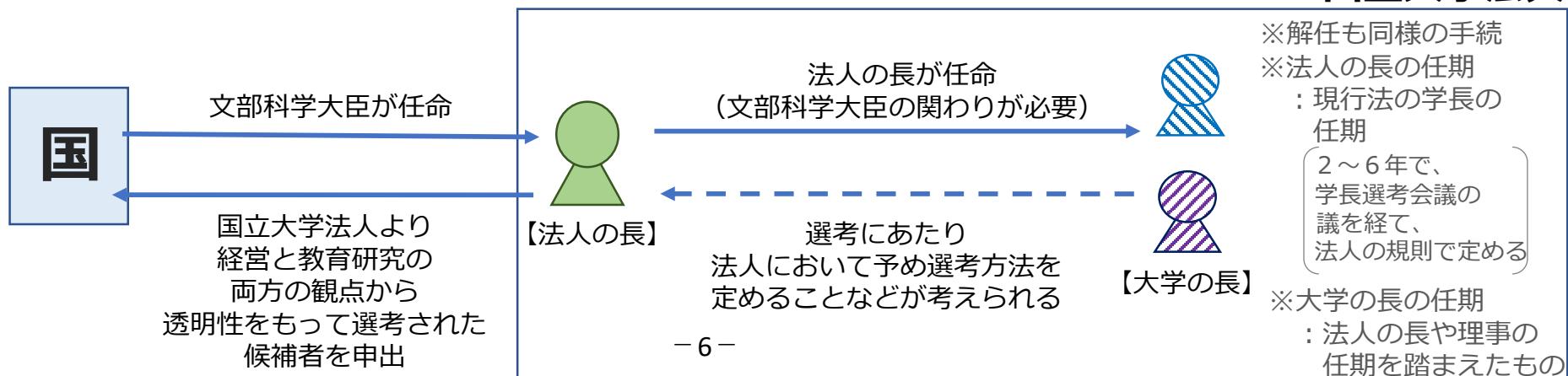


- 法人全体に対して監督責任を負い、経営の失敗や法人の諸問題の責任を負う
- 法人の人材・資源・予算を掌握し、組織のガバナンスを維持し、法人の目標や業務の成果の最大化を任務
- 経営に長けた者であるだけでなく、教育研究活動にも一定の理解を有する必要

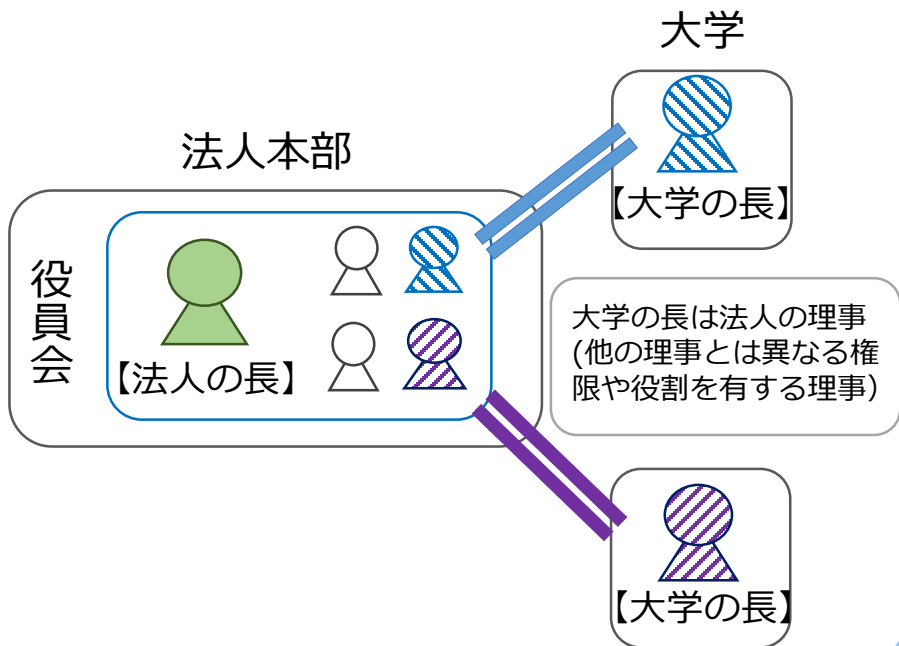


- 各大学の校務をつかさどり、所属職員を統督（学校教育法第92条第3項に規定する職務）
- 法人全体の経営方針に従いつつ、大学運営の自主性や創意工夫が活かされるよう、教育研究に関する一定程度の裁量や権限を有すると同時に、法人の長に対して責任を負う
- 法人組織における職位は、他の理事とは異なる権限や役割を与えられた「理事」

法人の長と大学の長の任命手続き



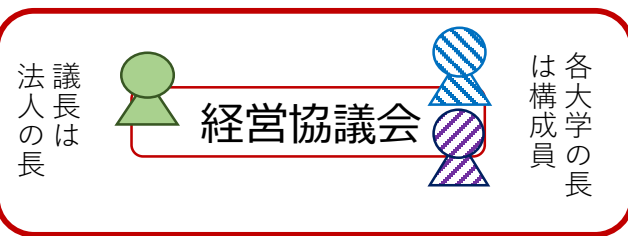
役員会



経営協議会

基本形

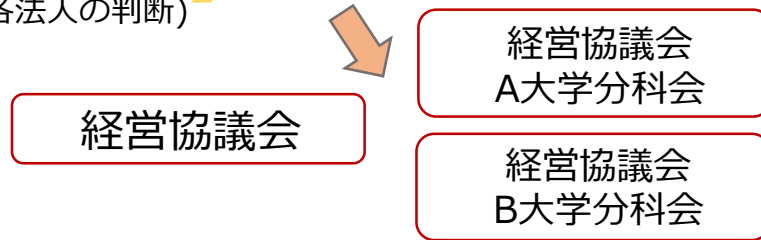
法人に経営に関する事項を審議する経営協議会を置く



運用の例

(各法人の判断)

各大学の経営事項を審議する場を設ける



教育研究評議会

基本形

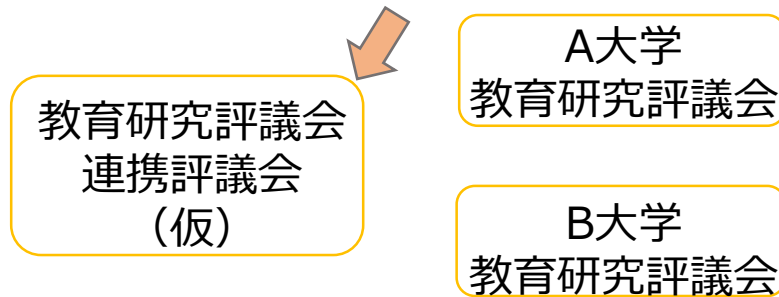
法人に大学ごとに教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会を置く



運用の例

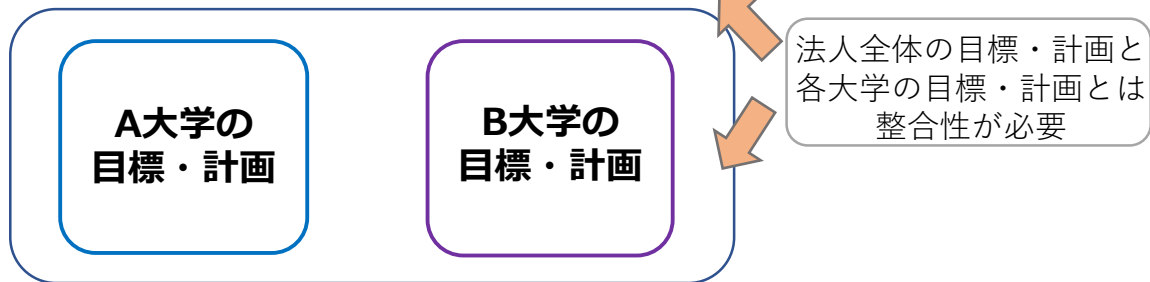
(各法人の判断)

法人全体の教育研究の方向性を審議する場を設ける



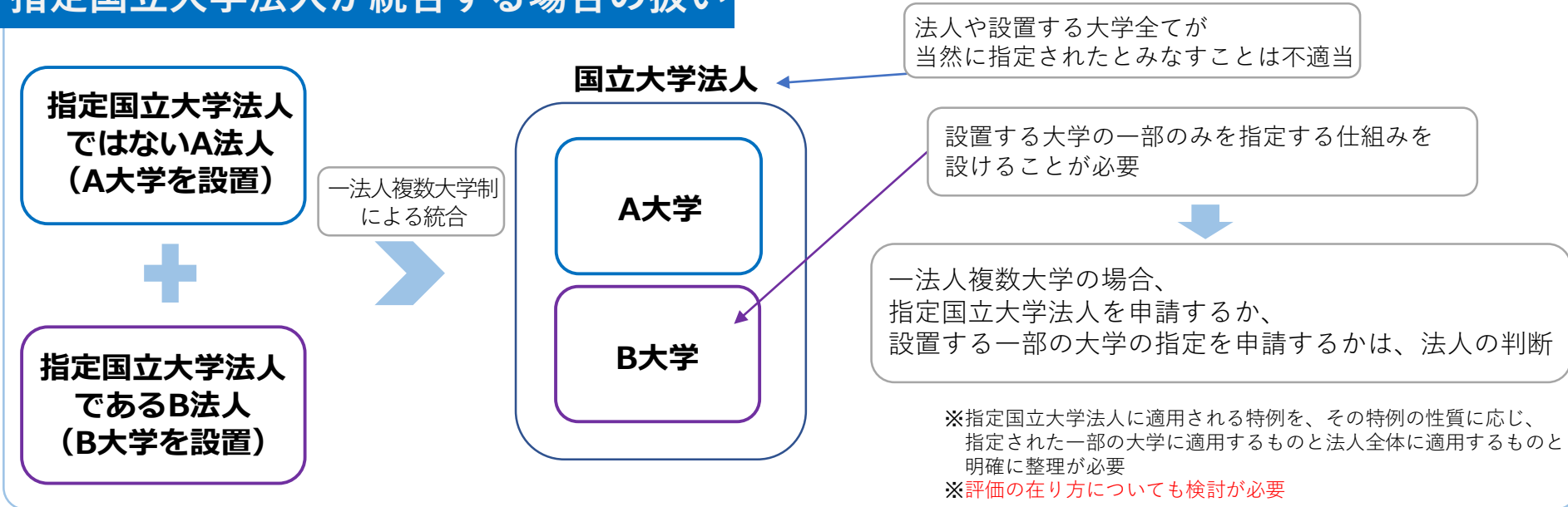
中期目標・中期計画、評価

国立大学法人全体の中期目標・中期計画



- 法人経営の責任者である法人の長が、中期計画の策定の責任と権限を有する。策定及び目標・計画達成に向け、大学の長と連携をとることが重要
- 一法人複数大学の法人の評価については、経営を担う法人と教育研究を担う各大学について、どのように評価していくのか、**国立大学法人評価委員会において引き続き検討が必要**

指定国立大学法人が統合する場合の扱い



その他

- 統合を検討する法人間でしっかりと議論を尽くし、各法人が所在する地域や経済界、学生等のステークホルダーをはじめ、社会に対ししっかりと説明責任を果たしていくことが必要であること。
- 現行制度の、法人の長と大学の長を一致させることによる国立大学法人運営上のメリット以上に、法人の長と大学の長を分担することが法人の教学や経営面に更なるメリットがある場合に、一法人一大学の場合においても、法人の長と大学の長の分担を選択できるよう制度の見直しを行うことが望ましい。一方、その場合にも、法人における経営と教学の一体性の確保が担保されていることが必要。